

山県市監査委員告示第1号

平成26年2月26日付けで、●●●● 氏から請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成26年4月25日

山県市監査委員

村 瀬 忠 敬

杉 山 正 樹

山県市職員措置請求書（山県市の公共施設浄化槽の下水未接続放置にかかる住民監査請求書）に基づく監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所：岐阜県山県市●●●●● 氏名：●●●●●

2 請求の受理

請求人から、平成26年2月26日に提出された山県市職員措置請求書は、所定の要件を具備しているものと認め、平成26年3月4日に受理した。

3 請求の趣旨（原文のとおり）

山県市が公共施設の合併浄化槽を下水に接続していないことは違法であるから、その是正と損害の回復などのために監査委員に次の措置を求める。

1. 9施設の下水未接続状態は怠る事実として違法であるとの勧告。
2. 市が市長個人及び相手方業者に対して、4年以上未接続施設にかかる損害の合計額である1341万4千円の賠償を求めていることは怠る事実として違法であるとの勧告。
3. (1) 市長個人に対して、同損害合計額1341万4千円を賠償せよとの勧告。  
(2) 相手方業者らは市に対して損害賠償責任、不当利得返還責任があるから、1341万4千円を返還せよとの勧告。
4. 未接続の9施設につき、今後は、当該施設の維持費を市が支出してはならないとの勧告。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

山県市監査委員は、請求人に対し陳述の機会を与えた。しかし、請求人は陳述を不要としたので機会を設けなかった。

2 関係人の陳述

山県市監査委員は、市に対し平成26年3月26日及び4月7日に陳述の機会を設けた。市側の出席者は次の通りである。

3月26日

副市長 宇野邦朗      総務課長 関谷英治      水道課長 棚橋和良  
市民環境課長 林 早笑

4月7日

副市長 宇野邦朗      総務課長 関谷英治      市民環境課長 林 早笑

3 事実の確認

請求人は、山県市庁舎、げんき広場NO1（西）、山県市有線テレビ局、美里会館、

子どもげんきはうす、げんき広場NO2（東）、共和町いこい広場、高富小学校、富岡小学校の9施設が請求日現在、下水道に未接続であると述べているが、この点に関しては、市の陳述において市も認めているので、争うことのない事実であることを確認した。

#### 4 請求の趣旨に対する市側の主張

##### ① 請求の趣旨 1.について

請求人は、9施設の下水未接続状態は怠る事実として違法であると述べているが、この点に関し市は、「合併浄化槽を下水道に接続しないことが財産の管理を怠ることにはあたらない」と主張している。

##### ② 請求の趣旨 2.について

請求人は、市が市長個人及び相手方業者に対して、4年以上未接続施設にかかる損害の合計額である1341万4千円の賠償を求めていることは怠る事実として違法であると述べているが、市は「財産管理を怠る事実がないので、金銭的な損害は発生していない」また、「債権の管理を怠る事実はない」と主張している。

##### ③ 請求の趣旨 3. (1) について

請求人は、市長個人に対して、同損害合計額1341万4千円を賠償せよとの勧告を監査委員に求めているが、市は「金銭的な損害は発生していないので市長個人に賠償請求を求めない」と主張している。

##### ④ 請求の趣旨 3. (2) について

請求人は、相手方業者らは市に対して損害賠償責任、不当利得返還責任があるから、1341万4千円を返還せよとの勧告を監査委員に求めているが、市は「金銭的な損害は発生していないので相手方業者らに損害賠償、不当利得返還請求は求めない」と主張している。

##### ⑤ 請求の趣旨 4.について

請求人は、未接続の9施設につき、今後は、当該施設の維持費を市が支出してはならないとの勧告を求めているが、市は「これらの施設の合併浄化槽の維持に関する契約は適法であることを前提として、平成26年度も必要な経費を予算化し成立している。なお、平成26年度当初予算において、第2の3事実の確認で挙げた9施設のうち、山県市庁舎、高富小学校及び富岡小学校を除く6施設の公共下水道への接続に関する経費も予算化し成立している」と主張している。

#### 5 監査委員の合議

山県市監査委員2名は、監査の結果を4月25日に合議した。

### 第3 監査の結果

本件請求に関する請求人の主張には、理由がないものとして棄却する。  
理由は次の通りである。

- (1) 下水道法第10条第1項は、「供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地所有者等は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水施設を設置しなければならない。」と規定し、さらに、山県市下水道条例第4条は、「公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。」と規定している。この条例における「3年以内」という規定は、下水道法第10条に定める「遅滞なく」をより具体的に年数で表したものであるが、この年数は、排水設備を設置すべき者に対する設置の目標年数を表したものであり、場合によっては一定期間の延長も認められると解するのが正当である。しかし、それは無期限に許されるものではなく、排水設備を設置すべき者に合理的な理由がある期間は延長できると解すべきである。
- なお、請求人は、本件請求書の第3の1において、下水道法第11条の3で「公示の下水処理開始日から3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければならない」という規定を掲げているが、当該規定はくみ取り便所を公共下水道に連結した水洗便所へ改造する場合の規定であり、本件には適用されない。
- (2) 市は、第2の3で確認した9施設が下水道に接続していない理由として、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という）に基づくグランドルールにより、し尿処理業者等との合理化協定の協議が合意できていないことを挙げている。市長は、市議会本会議における答弁及び本件の陳述において、3年以上経過したこれら施設の公共下水道への未接続は、「適当ではない」と述べており、合特法に基づく合理化事業計画に従って未接続施設の縮小に努めている。現に、平成26年第1回市議会にこれら9施設のうちの6施設を予算化し成立している。このように市においては、合特法に基づく合理化事業計画に沿って未接続施設の解消に努めているので、排水設備を設置すべき者に合理的な理由がある期間に含まれると解することができる。
- (3) 請求人は、本件請求書の第1の1において「法令規定を超える過剰な便宜供与＝下水の未接続によって損害が発生している」として、市が市長個人及び相手方業者らに対して、4年以上未接続施設にかかる損害の合計額である1341万4千円の賠償を求めていることは怠る事実として違法であると述べているが、市に財産管理や債権の管理を怠る事実はなく、従って市に損害は発生していない。
- (4) 請求人は、本件請求書の第1の1において「随意契約による業務委託は違法で損害が発生している」と述べているが、当該契約は、「合特法」に基づく代替業務との位置づけであることから、地方自治法施行令第167条の2及び山県市契約規則に規定されている「その性質または目的が競争入札に適しないもの」の要件に該当しており、随意契約による当該契約は適法であって、損害は発生していない。

- (5) 請求人は、本件請求書の第5において「本件怠る事実は、三者協定の背景の威圧等に因る不法行為に基づくものである」と述べているが、その証拠となるものは示されていない。また、市の陳述によると、協定の背景に威圧等の不法行為はなく、三者協定は合法的なものであると認めることができる。

以上のことから、違法性、不当性は認められず、市に損害は発生していないことから請求人の主張には理由がないものと判断する。

平成26年4月25日

山口市監査委員 村瀬 忠敬  
同 杉山 正樹